

○福岡県警察職員の名刺の様式の制定について(通達)

平成26年8月11日

福岡県警察本部内訓第34号

本部長

この度、福岡県警察職員の名刺の様式を下記のとおり制定し、8月28日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようになされたい。

記

1 趣旨

この内訓は、福岡県警察職員(以下「職員」という。)が公務上使用する名刺の様式について必要な事項を定めるものとする。

2 様式

職員が公務上使用する名刺の様式は、様式例(別記様式)に定めるところによる。

3 規格等

- (1) 名刺の規格は、縦9.1センチメートル、横5.5センチメートルを基本とする。
- (2) 名刺に用いる文字の書体は、かい書とする。
- (3) 名刺の色彩は、文字を黒色、地を白色を基本とする。

4 記載事項

- (1) 名刺に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

ア 所属及び職名

イ 階級等

ウ 氏名

エ 所属の郵便番号、所在地及び電話番号

- (2) 氏名には、振り仮名を付することができる。

- (3) (1)に掲げる事項のほか、職員は、次に掲げる事項を記載することができる。

ア 福岡県警察のホームページアドレス、相談専用電話の電話番号その他これに類する事項

イ 福岡県警察シンボル・マスコット取扱要綱の制定について(平成16年福岡県警察本部内訓第16号)3に規定する福岡県警察シンボル・マスコット

ウ 福岡県警察で作成し、又は使用している標語

5 名刺の裏面の使用

職員は、4に規定する記載事項に係る外国語による表記を名刺の裏面に使用することができる。

6 協議

所属長は、この内訓に定めるもののほか、名刺の様式に関し疑義が生じた場合は、警務部警務課長と協議するものとする。